

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月10日
【会社名】	三浦工業株式会社
【英訳名】	MIURA CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 祐二
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市堀江町7番地
【電話番号】	(089)979-7045
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長兼経営企画室長 原田 俊秀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪2丁目15番35号 三浦工業株式会社東京支店
【電話番号】	(03)5793-1031
【事務連絡者氏名】	執行役員首都圏事業本部長 中山 謙一郎
【縦覧に供する場所】	三浦工業株式会社東京支店 (東京都港区高輪2丁目15番35号) 三浦工業株式会社大阪支店 (大阪府東大阪市西石切町7丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第57回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金11円

総額 1,237,128,970円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」という。)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、所要の変更を行うものであります。

改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。

業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、条文を移設するとともに、所要の変更を行うものであります。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策および配当政策の実施を可能とするとともに、地震その他緊急事態への対処を念頭に置いたリスク管理の一環として、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことができるようにするために、所要の規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款の規定を削除するものであります。

(2) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

(3) 新たな地域への、そして新たな分野への事業展開の更なる促進および経営基盤の強化を目的として監査等委員である取締役以外の取締役の増員が可能となるよう、員数を11名から14名に3名増員するものであります。

(4) 上記の各変更に伴う条数の変更のほか一部字句の修正を行うものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役11名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役として、高橋祐二、芹口慶久、細川公明、越智康夫、

福島広司、西原正勝、丹下聖吾、宮内大介、森松隆史、兒島好宏、原田俊秀の11名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、林茂登志、俵純一、山本卓也、佐伯直輝、仲井清眞の5名を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額について、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、年額5億4千万円以内に設定し、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることをお願いするものであります。

なお、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額について、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、年額8千万円以内に設定し、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることをお願いするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

第5号議案「監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件」の年額5億4千万円以内の報酬枠とは別枠にて、監査等委員である取締役以外の取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額1億円以内の範囲で報酬として発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	766,372	49,008	5	(注)1	可決(93.99%)
第2号議案	649,190	166,189	5	(注)2	可決(79.62%)
第3号議案				(注)3	
高橋祐二	794,757	20,623	5		可決(97.47%)
芹口慶久	799,686	15,694	5		可決(98.07%)
細川公明	800,843	14,537	5		可決(98.22%)
越智康夫	800,842	14,538	5		可決(98.22%)
福島広司	800,844	14,536	5		可決(98.22%)
西原正勝	800,843	14,537	5		可決(98.22%)
丹下聖吾	800,840	14,540	5		可決(98.22%)
宮内大介	800,826	14,554	5		可決(98.21%)
森松隆史	800,833	14,547	5		可決(98.22%)
兒島好宏	794,657	20,723	5		可決(97.46%)
原田俊秀	794,657	20,723	5		可決(97.46%)
第4号議案				(注)3	
林茂登志	800,847	14,533	5		可決(98.22%)
依 純一	800,863	14,517	5		可決(98.22%)
山本卓也	800,963	14,417	5		可決(98.23%)
佐伯直輝	801,044	14,336	5		可決(98.24%)
仲井清眞	800,993	14,387	5		可決(98.23%)
第5号議案	814,910	470	5	(注)1	可決(99.94%)
第6号議案	814,901	479	5	(注)1	可決(99.94%)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第7号議案	793,789	21,591	5	(注)1	可決(97.35%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以 上